

2007年9月15日「北海道に夜間中学をつくる会」第3回事務局会議

出席者(敬称略・順不同)

井上美恵子、井上嘉裕、新野百合子、境悠紀子、白倉汎子、工藤朱美、工藤慶一、森允恵、溝口英生、丸山仁、井上大樹、飯塚英明

司会:飯塚

1. 8月18日以降の活動報告

- (1) 8月30日 札幌市総務局との公文書の「ふりがなふり」について会合。
- (2) 9月4日 北海道教育委員会定例会議 傍聴
つくる会要望の「陳情」が報告されました。
- (3) 9月5日 道議会文教委員会内海委員長と会見
- (4) 9月6日 旭川に夜間中学をつくる会・第2回準備会報告
(桑山玉枝さん、井上美恵子さんが出席)
- (5) 9月14日 札幌市議会文教委員会 谷沢委員長と会見

2. 活動の評価とこれからの行動計画

- (1) 「つくる会」要望の「陳情」に関する道教委教育庁の見解。
 - ① 設置主体は市町村であり、札幌市教委から相談があれば設置や教員配置に関して指導、助言する。
 - ② 民間団体に対する財政支援については難しい面がある。しかし、教室の確保など札幌市の担当者とは意見交換している。
 - ③ 他市町村でも、今後こうした要求が上がってくることが考えられるので、状況を把握しながら情報提供に努めている。

このように、道教育庁はわれわれの6月26日要望書を「陳情」として扱い、上記3点の見解にまとめ、道教委に報告(公開)したことは評価されます。

また、その報告には、つぎの《資料》が添付されています。

① 公立中学校夜間学級とは

「夜間学級の設置者は、通常の小・中学校と同様に市町村であり、市町村は夜間学級を設置しようとする場合、学校教育法施行令に従い、その旨を都道府県教育委員会に対し届け出ることとされている。」

② 公立中学校夜間学級設置の根拠法令
がっこう きょういく ほうしこう れい だい じょう だい
学校教育法施行令第 25 条第 5 号
にぶ じゅぎょう
「二部授業を行おうとするとき」

③ 他都府県の状況

8 都府県において 35 校の公立中学校夜間学級が設置されている。
学校名一覧

どうない じょうきょう

④ 道内の状況

みんかん だんたい じしゅ やかん ちゅうがく さつぼろえんゆうじゅく

民間の団体である自主夜間中学「札幌遠友塾」が平成 2 年より札幌市にお

いて活動している。

以上のことをふまえて、わたしたちは道議会に全会 派議員の紹介を得て、請願書を提出したい
と思います。

- 9 月 18 日以降、各会派議員に対し紹介を得る活動を行う。
- その上で、9 月 26 日までに請願書を提出する。

だい ていれいどう ぎかい こばやし いくこ ぎいん いっぱんしつもん ぼうちよう
(2) 第 3 定例道議会、小林郁子議員の一般質問傍聴。

えんゆうじゅく じゅこう せい ぼうちよう よ おこな
また、遠友塾受講生にも傍聴の呼びかけを行います。

さつぼろし だい かい ていれいぎかい せいがんしよ ていしゅつ おも
(3) 札幌市第 4 回定例議会にも請願書を提出したいと思っています。

た だんたい よ さんじよ かりりん し はっこう
3、他団体への呼びかけ、および賛助会員へのお知らせを発行すること。

えいが じょうえい かりかりさい ようぼう
4、映画「こんばんは」の上映 会開催の要望がありました。